

北九州東労働基準監督署
門司支署発表
令和7年4月25日（金）

担
当

北九州東労働基準監督署門司支署
支 署 長 若松 千詠
監督・安衛課長 大下 将史
（電話） 093-381-5361

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～起動装置に表示板を設置する等せず機械の刃部を清掃させた疑い～

北九州東労働基準監督署門司支署（支署長 若松千詠）は、本日、有限会社ハーネス九州センター及び同社工場長を、労働安全衛生法違反の疑いで、福岡地方検察庁小倉支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年12月11日、有限会社ハーネス九州センターの敷地内において、破碎機の運転を停止させ清掃作業を行わせるにあたり、起動スイッチに表示板を取り付ける等機械の運転を防止する措置を講じないまま、清掃作業を行わせた疑いがあるもの。

1 被疑者

- （１）有限会社ハーネス九州センター
所 在 地：北九州市門司区新門司
事業内容：非鉄金属スクラップ卸売業等
（２）同社工場長（28歳）

2 違反条文

有限会社ハーネス九州センター、工場長ともに、労働安全衛生法違反
同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第108条第2項（刃部の掃除等の場合の運転停止等）
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 労働災害の概要

令和6年12月11日、北九州市門司区新門司に所在する有限会社ハーネス九州センター敷地内において、被災者が廃材の電線を破碎する破碎機に詰まった廃材等を取り除く作業を同機械の投入口に入って行っていたところ、同機械が動き出し、右足が巻き込まれて、右足の5趾を切断するという災害が発生しました。

4 違反内容

労働安全衛生法では、機械の刃部の掃除の作業を行う場合は、機械を停止して行わなければならないが、機械の運転を停止させた場合は起動装置に錠を掛け、表示板を取り付ける等当該作業に従事する労働者以外の者が運転することを防止するための措置を講じなければならないことが規定されていますが、災害発生時、機械の運転は停止していたものの、起動装置に錠を掛け、表示板を取り付ける等の措置を講じずに、労働者に清掃作業を行わせた疑いがあるものです。

関係条文

- ・労働安全衛生法第 20 条第 1 号（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

- ・労働安全衛生規則第 108 条第 1 項

事業者は、機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

- ・労働安全衛生規則第 108 条第 2 項（刃部の掃除等の場合の運転停止等）

事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

- ・労働安全衛生法第 119 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一（前略）第 20 条（中略）の規定に違反した者

- ・同法第 122 条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、（中略）第百十九条（中略）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。